

岩手県告示第933号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成27年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成27年11月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人市民協岩手
  - (2) 代表者の氏名 菅原進
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市緑が丘一丁目5番35号
- 3 定款に記載された目的
  - (1) この法人は、日本国内に居住する高齢者、障がい者、子ども並びに生活弱者など支援を必要とする人々に対して、困りごと相談や日常生活での支援を通じて、高齢者等の生活の安定、人権の擁護に関する支援事業を行うことと、障がい者の雇用機会を確保し、高齢者や生活弱者が健やかに安心して暮らせる地域コミュニティネットワークをつくり、そして福祉の増進に寄与することを目的とする。
  - (2) この法人は、認定NPO法人市民福祉団体全国協議会に加盟する団体と県内の団体が連携し、日本の福祉の増進に寄与することを目的とする。